

一般電気事業供給約款料金審査要領の一部を改正する通達案
に対する意見募集について

平成 25 年 10 月 22 日
経 済 産 業 省
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
電 力 ・ ガ ス 事 業 部

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電気事業法第 19 条第 1 項に定める供給約款の認可に当たっての料金審査については、平成 24 年 3 月の「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告を受け、電気料金審査プロセスの客観性、透明性確保の観点から、一般電気事業供給約款料金審査要領（以下「審査要領」）を改正し、これに則って行っていました。昨年 5 月の東京電力からの料金認可申請を皮切りに関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の計 6 社の料金審査及び査定方針の検討を踏まえ、今般、電気料金審査プロセスの客観性、透明性をさらに高める観点から、これまでの電力会社に対する料金査定内容について、今後の原価項目に関わる市場動向等の変化や個別事情の特性への対応可能性も考慮しつつ、審査要領の改正を行うこととしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

一般電気事業供給約款料金審査要領の一部を改正する通達案

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成 25 年 10 月 22 日（火）～平成 25 年 11 月 21 日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で御記入の上、以下のいずれかの方法でお送り下さい。

（1）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記の住所宛てにお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課

パブリックコメント担当 宛て

（2）FAX

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記の FAX 番号宛てにお送り下さい。

FAX 番号：（03）3580-8485

(3) 電子メール

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記の電子メールアドレス宛てにお送り下さい。

電子メールアドレス：qqmfbe@meti.go.jp

(件名は「一般電気事業供給約款料金審査要領の一部を改正する通達案に対する意見」として下さい。)

※ なお、お電話での意見提出はお受けいたしかねますので、御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

一般電気事業供給約款料金審査要領の一部を改正する通達案
に対する意見募集について

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	